

農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原子力発電所の
事故に伴う放射性物質の流出による
農産物損害の賠償請求には

「被害の申し出」

が必要です

◆被害額を算定するためには以下のような被害を証明する資料が必要になります。

(例：農林水産省ホームページより)

- 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
- 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- 納税関係書類（損益計算書等）
- 現況を示す写真 など

【問合せ先】

- 下野市農政課 48-2143
- JA うつのみや南河内営農経済センター 48-2215
- JA おやま北部営農支援センター 40-0401
- 下都賀農業振興事務所 0282-23-3425